道路の供用の開始......

同

課 : :

:

道路の区域の変更.....

右

生活保護法による介護機関の指定......

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.

同同

÷

告

示

目

次

県有地の売却に係る一般競争入札

(港湾空港課) ...

同 同 同 同

同

: : : : : : :

同 同

: : 右

右 右 右

右 右 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要......

大規模小売店舗の変更の届出.

(経営支援課) ...

右

右

平成十七年 第二千五百二十七号

九月九日

青森県告示第七百二十一号

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成十七年九月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

協同組合	バンライフ インライフー	名称	居宅介籍	
八三十 番町四の二十 二十	瀬一七の四 字唐笠柳字皆 の四 を も の四 で の四 で の の の の の の の の の の の の の の の	所の所在地 主たる事務	護事業者	
通所介護	訪問介護	0	国居 首宅 予護	
「きずな」 ステームへルプ ンコンプ	さ ションつば	名称	居宅介護	
番町六の五 の五 五	九 島町六丁目四 日四 七 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	所 在 地	護事業所	
14- 11-111	= 平 成 =	三平 左		

青森県告示第七百二十二号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十七年九月九日

(建築住宅課) ...

開発行為に関する工事の完了....

青森県知事 Ξ 村 申 吾 人事委員会

示

平成十七年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考

(職

員 課

T/.	<u> Х 17 + Э</u>	Дэц	工権口	
	1		番図号面	
	 県 道		種道路類の	
	所線地六ケ		路線名	
上北郡野辺地町字有戸鳥井平一五九の六まで上北郡野辺地町字有戸鳥井平一八四の二から	上北郡野辺地町字有戸鳥井平一五九の六まで上北郡野辺地町字有戸鳥井平一八四の二から	上北郡野辺地町字有戸鳥井平一五九の一八まで上北郡野辺地町字有戸鳥井平一六九の一から	変更の区間	
後	育	ົ່ານີ້	前変 後更 別の	
三五・〇〇メートルまで一三・〇〇メートルから	三五・〇〇メートルまで	一二・〇〇メートルまで	敷地の幅員	
		(5		
四〇三・〇〇メートル	四〇三・〇〇メートル	こ	敷地の延長	

	1 1		-	4-41	- 14		
ター 医療組 セル	協同組合農	宏社会福祉法	サービス イライ	拓社会会社法	ス 状式 会社コ	名称	居宅介
ン合	業		ファ	入	٦		護
一丁目二の八 町	八三十 番町四の の二十	二薬町大字小 三 京 三 京 三 京 三 の 三 の の の の の の の の の の の	五 三丁目一一の 八戸市南類家	樋二二二の 字水野尾字 野川原市大	ワー へ 本 木 の の 一 、 六 六 大 の 一 、 六 大 大 大 大 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	所 の 所 在 事 務	事業者
シビ通 ョリ所 ンテリ ー	通所介護	"	貸福 与祉 用 具	"	訪問 介護	0	事居 業宅 か介 重護
院 テーション病 むつリハビリ	ずな」 リA十和田市 き	ー ビス 具レンタルサ サ 用	サービス 有限会社ファ	さ ーションつば が関介護ステ	アセンハ戸南ケ スンハ戸南ケ ター	名称	居宅介護
一三の一むつ市桜木町	番十 町六の田市 五東	二薬町大字町大字小 三が 三次 三次 三次 三の	五 三丁目一 一の の が 戸市南類家	九島町六丁目四 三年 五所川原市松	丁目二の三 三 三 三 三	所 在 地	事業所
一七八五	一	一七八八一	त्। न्तं न्ति।	一		年月日	 指 定
	************************************	- ***	-	 医療セン ー丁目二のハ ション 医療セン ー丁目二のハ ジョン 医療セン ー丁目二のハ ジョン 原子 ション病 ー三のー ロー・ で	医療セン - 丁目二の八 ジョン 院 - ションが もつ市桜木町 1・ ・ 公 会	医療社立と 大学 は できない できる は	医療セン - 一丁目二の所在地 第一 - 三の一 - 一・ 小 - 三の一 - 一・ - 一 - 三の一 - 一・ - 一・ - 二 - 三の一 - 一・ - 二 - 二 - 三の一 - 一・ - 二 - 二 - 三の一 - 一・ - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 -

| 青森県告示第七百二十三号

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成十七年九月九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

有限会社	名	居宅
大地	称	介護
丘弘 一前 丁市	所主たる	支援
1十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	在事務所	事 業 者
業居	地の	白
所だい護	名	居 宅
ち接事	称	介護
丘弘 一前	所	支 援
丁市 目大 九字	在	事業
の旭ーケ	地	所
三平 ・成 ・ 一	年 月 日	指定

青森県告示第七百二十四号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十月八日まで青森県県土整備部道

平成十七年九月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾 公

告

第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による

大規模小売店舗の変更の届出

Ī	森	県	報		第2	2527 1	号
		平	路課に	なお	道路の	道路	i i

青森県告示第七百二十五号 法

3

県

道

青森市大字新城字山田無番まで 青森市大字新城字山田一三の八から 2

県

道

豊川舘岡線

つがる市稲垣町千年亀菊一一二の一まで つがる市稲垣町千年清橋二〇の一から

供用を開始するので、 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二 同項の規定により公示する。 一項の規定により、 次のとおり

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、告示の日から平成十七年十月八日まで青森県県土整備部道

成十七年九月九日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

"	青森市大字新城字山田無番まで青森市大字新城字山田一三の八から	津軽新城停車場線
平成二	つがる市稲垣町千年亀菊三四の一までつがる市稲垣町千年清橋一八の一から	豊川舘岡線
の供期開	供用開始の区間	路線名

平成十七年九月九日

後

五〇・〇〇メー

・トルまで・

六二・〇〇メート

jν

前

二八・〇〇メートルまで六・〇〇メートルから

八・〇〇メー

トル

後

九・五〇メートルまで七・〇〇メートルから

四八・〇〇メートル

前

五・九〇メー

- トルまで

四八・〇〇メートル

大規模小売店舗の名称及び所在地

三光ストア新井田店

八戸市大字新井田字法光野二三外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社三光

八戸市根城八丁目八の八

代表取締役 関本三郎

株式会社三光 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

Ξ

代表取締役 八戸市根城八丁目八の八 関本三郎

兀 変更しようとする事項

るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模 X を利用するこ来客が駐車場 分 閉店 時刻 刻 午後九時三十分まで午前九時三十分から 变 更 午 後 九 時 時 前 三閉開 十店店 分時時 刻刻 午後十時まで午前八時三十分から 変 更 午午 後 九 時 後 〒平 成 む 年変 月 日更

青森県知事 Ξ 村 申 吾

五 六 届出書及び添付書類の縦覧 届出年月日 平成十七年八月三十日 間帯できる時

2 期間

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

3

平成十七年九月九日から平成十八年一月九日まで

意見書の提出

七

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

提出期限

県

報

平成十八年一月九日

提出先

2

青

森

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十七年九月九日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

パワーズリ十和田店

十和田市穂並町六の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みまん

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

Ξ 意見の概要

意見書の縦覧

県の意見なし

兀

2

場所

平成十七年九月九日から同年十月九日まで

期間

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

時間

3

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十七年九月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂七戸店・スーパーカケモ七戸店

上北郡七戸町字笊田川久保一七の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役社長 西郷辰弘

Ξ

意見書の縦覧

1

場所

県

報

3

2

期間

青森県商工労働部経営支援課及び七戸町役場

平成十七年九月九日から同年十月九日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十七年九月九日

Ξ 村 申 吾

青森県知事

大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン十和田ショッピングセンター

十和田市大字相坂字六日町山一六九外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表執行役 岡田元也

意見の概要

県の意見なし

兀

ただし、七戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

青森市幸畑三丁目一の八 マックスバリュ幸畑店 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 マックスバリュ東北株式会社

Ξ 意見の概要

代表取締役

反田悦生

県の意見なし

兀 意見書の縦覧

場 所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十七年九月九日から同年十月九日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十七年九月九日から同年十月九日まで

3 時間

Ξ

代表取締役社長

欠畑茂治

2

株式会社スーパーカケモ

十和田市穂並町一五の一〇

兀

意見書の縦覧 県の意見なし 意見の概要

場所

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 十和田市役所にあっては、

その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十七年九月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ 同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年九月九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

マックスバリュ三沢大町店

大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢市大町二丁目一二の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

Ξ 県の意見なし 意見の概要

報

県

意見書の縦覧

兀

森

1

場 所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

青

平成十七年九月九日から同年十月九日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する

平成十七年九月九日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 Ξ 村 申 吾

MAXデンコードー青森店

青森市東大野二丁目一〇の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友銀リース株式会社

東京都港区西新橋三丁目九の四

代表取締役社長 白賀洋平

意見の概要

Ξ

県の意見なし

意見書の縦覧

兀

2 期間

場所 青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

平成十七年九月九日から同年十月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年九月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ・エコプラス青森中央店

青森市東大野二丁目八の一外

= 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友銀リース株式会社

東京都港区西新橋三丁目九の四

代表取締役社長 白賀洋平

Ξ 意見の概要 3

時間

平成十七年九月九日から同年十月九日まで

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2

兀

意見書の縦覧 県の意見なし 意見の概要 代表取締役社長

Ξ

3

兀 1 意見書の縦覧

県の意見なし

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2

平成十七年九月九日から同年十月九日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十七年九月九日

申

Ξ 村

青森県知事

吾

Ξ

入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森市東大野二丁目一二の一外

ゼビオ青森浜田店

大規模小売店舗の名称及び所在地

東京都港区西新橋三丁目九の四

白賀洋平

三井住友銀リース株式会社

四 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目一八の四三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

入札及び開札の場所及び日時

青森県庁舎 南棟八階A会議室

2

午前十時三十分

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年九月九日

一般競争入札に付する事項

青森県知事

Ξ

村

申

吾

次に掲げる土地の売却

八戸市城下二丁目一八の四三	所 在 地
雑 種 地	地目
七六・八〇平方メートル	地

= 予定価格

三百三十八万六千八百八十円

六 青森県県土整備部港湾空港課

場 所

青森市長島一丁目一の一

日時

平成十七年九月二十九日

森 県 報 青 金曜日 Ξ

七 契約金額(入札保証金にあっては、 入札保証金及び契約保証金の額 の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から七日以内

九

代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

+ その他

1 反した入札は、無効とする 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

2 場説明を行う。 平成十七年九月二十日午前十一時から、八戸市城下二丁目二〇の二において現

県有地の売却に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成十七年九月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

八戸市城下二丁目二〇の二	所在地
雑種地	地目
三〇七・九七平方メートル	地

予定価格

千五百九十五万二千八百四十六円

入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

兀 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の二

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

青森市長島一丁目一の

青森県県土整備部港湾空港課

入札及び開札の場所及び日時

六

場所

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎 南棟八階A会議室

2 日時

平成十七年九月二十九日 午前十時四十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額 (入札保証金にあっては、 一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

代金の納入期限

九 落札決定の日から七日以内

+ その他

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

2 場説明を行う。 平成十七年九月二十日午前十一時から、八戸市城下二丁目二〇の二において現

県有地の売却に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成十七年九月九日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

次に掲げる土地の売却 一般競争入札に付する事項

八戸市城下二丁目二〇の五 雑種地 一七五・八一平方メートル 所在地 地目 地積		
一七五・八一平方メート	丁旦	在
・八一平方メート	雑種地	
	・八一平方メート	

予定価格

八百五十六万千九百四十七円

入札に参加する者に必要な資格

Ξ

者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

兀 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の五

五

売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部港湾空港課

入札及び開札の場所及び日時

1

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 南棟八階A会議室

2

入札保証金及び契約保証金の額

平成十七年九月二十九日 午前十時五十分

七

契約金額(入札保証金にあっては、 一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

+その他

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

2 場説明を行う。 平成十七年九月二十日午前十一時から、八戸市城下二丁目二〇の二において現

県有地の売却に係る一般競争入札

二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成十七年九月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

八戸市城下二丁目二〇の六	所在地
雑種地	地目
三一九・二九平方メー	地
カメートル	積

二 予定価格

八百二十六万九千六百十一円

Ξ 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

兀 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の六

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 南棟八階A会議室

2 日時

平成十七年九月二十九日 午前十一時

入札保証金及び契約保証金の額

七

契約金額 (入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

- 額)の百分の五以上に相当する金額
- 落札決定の日から七日以内八 契約書の取り交わしの時期
- 九 代金の約入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

- 十 その他
- 反した人札は、無効とする。 - 人札に参加する者に必要な資格のない者のした人札及び入札に関する条件に違
- 場説明を行う。2 平成十七年九月二十日午前十一時から、八戸市城下二丁目二〇の二において現

開発行為に関する工事の完了

第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律

平成十七年九月九日

青森県知事 三村 中 吾

地域の名称 開発区域 (王区) に含まれる	び氏名 (名称)開発許可を受けた者の住所及
までたの二人から三六の四六六の一及び三六の二八から三六の四六南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋三	株式会社よつば不動産弘前市大字住吉町二二の七

人 事 委 員 会

平成17年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成17年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成17年9月9日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

1 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員		職	務	の	内	容	
一般事務	1人程度	知事部				本庁又は	出先機関	引にお

2 受験資格

(1) 次のすべての要件を満たす者

昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 身体障害者手帳の交付を受けている者 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

- ・ 成年被後見人及び被保佐人 (準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過 しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府 を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加 入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試 験 日 (開始時刻)	場 所	合	格	発	表
百八 尚央		試 験 会 場	発表日	発	表	方 法
第 1 次 11月 6 日 (日) 試 験 (午前 9 時30分)		青森県総合社会 教育センター	会 11月11日 受験者全員に (予定) 書面で通知する			

第 2 次 11月 1		舎北棟 12月上旬 (予定)	合格者の受験番号を青森県庁及び県内各県税事務所等の掲示板に掲示する。 また、ホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (http://www.pref.aomori.jp/jinji-i/saiyou.html)
---	--	-------------------	--

4 試験の方法及び内容

試験	方 法	内容
第1次 試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等 学校卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。 (40題、2時間)
	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。
第2次 試 験	面接試験	主として人物について、個別面接により試験を行う。
	身体検査	身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度につい て検査を行う。

なお、点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

- 5 受験の手続及び受付期間
- (1) 受験の手続

直接請求する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県 内各県税事務所、各地方健康福祉こどもセンター、 西北地方農林水産事務所 (鰺ケ沢庁舎)、青森 県東京事務所及び本県の各県外情報センターで 配布する。

受験申込用紙 の 入 手 方 法	郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書 し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封 筒(角2号)を同封のうえ、当人事委員会事務 局に請求すること。		
	ダウンロード す る 場 合	ホームページから受験申込用紙をダウンロー ドすること。		
	直接持参する場合	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って当人事委員会事務局に提出すること。		
受験申込方法	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、 簡易書留又は配達記録で当人事委員会事務局ま で送付すること。受験申込書に必要な事項を記 入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏 名を明記のうえ50円切手を貼ること。 受験申込書及び受験票は、折らずに郵送する こと。		
受験票の交 付	に発送する。 なお、受験類	受験申込書の持参、郵送を問わず10月19日 (水) 票が10月25日 (火) までに返送されない場合は、 事委員会事務局に連絡すること。		

(2) 受付期間

9月26日 (月) から10月14日 (金) まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けない。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送の場合は、10月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- 6 採用予定日
 - 平成18年4月1日
- 7 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例 (平成10年青森県条例第57号)

第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人(ただし、法定代理人によ る請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。)が、下表に掲げる書類を 持参のうえ、当人事委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29 日から1月3日までの日は受け付けない。)

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所	
第1次 試 験	第1次試験 不合格者	第1次試験の順位 及び総合得点	合格発表の日 から1月間	青森県	
第2次 試験	第2次試験 受験者	第2次試験の順位	合格発表の日 から1月間	人事委員会事務局	

[受験者本人が請求する場合に必要な書類]

受験票又は本人であることを証明する書類 (身体障害者手帳、運転免許証、 学生証、旅券等)

[受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類]

受験者本人の受験票並びに法定代理人に係る本人であることを証明する書 類 (法定代理人自身の運転免許証、旅券等) 及び受験者の法定代理人である ことを証明する書類 (戸籍謄本又は抄本等)

8 初任給その他の給与

初任給は、134,400円程度(平成17年4月採用の高校新卒者の場合)であり、6 月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤 手当、住居手当等が支給される。 (平成17年度は給料月額の2%が減額されてい る。)

> (発行所・発行人) 青株市長島一丁目一番一号

(印刷所・販売人) ,青株市第二間室町町11万月一番七七号 東奥印刷株式会社 定価小口 | 枚二付十五円 | 銭

毎週月・水・金曜日発行